

平成十六年二月

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	他の国際約束との関係	二
一一	協定の主要な内容	二
1	両国の航空企業が享有する特権等	二
2	協定業務の開設及び運営のための手続及び条件	二
3	協定業務の運営に関する原則	三
4	運賃の決定手続	三
5	民間航空の安全の保護のための措置	三
6	航空の安全のための措置	三
7	付表	四
8	交換公文	四
三	協定の実施のための国内措置	四

1 協定の成立経緯

我が国とウズベキスタンとの間の定期航空路開設に関しては、従来よりウズベキスタン側から希望が表明されていたが、我が方としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかしながら、近年、両国の関係が緊密化してきていることを踏まえ、政府としては、ウズベキスタンとの間の定期航空路線の開設により同国との関係が更に一層強化されるとの認識の下、航空協定締結交渉を行うこととした。右交渉は、平成十五年四月に行われ、協定案文につき実質的な合意に達した。右合意を踏まえ、平成十五年十二月二十二日に東京において、日本側川口外務大臣とウズベキスタン側サフアーエフ外務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、両国間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、両国によりそれぞれ指定される航空企業（以下「指定航空企業」という。）は、この協定により両国間の定期航空路を開設し及び運営することができることとなる。具体的路線としては、我が国の指定航空企業は、タシケント及び（又は）後に合意されるウズベキスタン内の一点並びに同地点以遠の地点への運航を行うことができ、ウズベキスタン側は、東京及び（又は）大阪への運航を行うことができる。

(2) ウズベキスタンは、中央アジア地域の交通・運輸の中心であり、サマルカンド、ブハラ等の観光都市を有する。我が国は、中央アジアの主要国であるウズベキスタンに対し、平成三年の独立以来、安定的な国造りへの支援を含む積極的な外交活動を行っており、政治、経済、文化等様々な分野において両国間の人的交流が拡大している。ウズベキスタン側からは、平成七年より二国間航空協定締結の要望が提起されており、平成十二年五月の航空当局間協議の結果、平成十三年四月より行政許可による定期便の運航が開始された。

政府としては、良好な二国間関係、これまでの定期便運航実績に基づく十分な需要予測にかんがみ、ウズベキスタンとの間で航空協定を締結する意義があると判断した。

この協定により、これまでのような行政許可ではなく、航空協定に基づいた法的に安定した形で両国間の定期航空路線の開設及び運営が可能となることを通じて、両国間の人的、物的交流が大きく促進され、日・ウズベキスタン友好関係の広範な分野における一層の強化に資することが期待される。

### 3 他の国際約束との関係

(1) 我が国及びウズベキスタンは、共に国際民間航空条約の締約国であり、両国間の国際民間航空業務は、航空協定のほか基本的に同条約に従って運営されることとなる。

(2) この協定の実施に関連し、両政府間において公文が交換されており、両政府は、それぞれ自国の法令の範囲内で相手国の指定航空企業に対し、自国内での支店の設置、職員の派遣、交換可能な通貨による利益の送金、銀行勘定の開設、地上取扱業務の提供又は委託等を認めることとなっている。

### 二 協定の主要な内容

この協定の内容は、航空の安全のための措置に関する第十四条を除き、我が国がこれまで締結した航空協定の内容とほぼ同じものであり、その要点は、次のとおりである。

#### 1 両国の航空企業が享有する特権等

(1) 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができる（いわゆる第一の自由）ほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる（いわゆる第二の自由）（第四条1）。

(2) 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができる（いわゆる第三及び第四の自由）とともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる（いわゆる第五の自由）（第四条2）。

(3) 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられる（第五条）とともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について相手国の関税等を免除される（第六条）。

#### 2 協定業務の開設及び運営のための手続及び条件

(1) 特定路線における定期航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる（第三条）。

(2) 各締約国は、相手国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が相手国又はその国民に属していない場合には、運営許可を与えないことができるほか、相手国の指定航空企業が国内法令又は協定を遵守しなかった場合には、相手国の指定航空企業の運航を停止させ又は制限を加えることができる（第七条）。

### 3 協定業務の運営に関する原則

(1) 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な機会を与えられて参加することができる（第八条）とともに、相手国の企業に不当な影響を及ぼさないように協定業務を運営しなければならない（第九条）。

(2) 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送すること（すなわち、第三及び第四の自由の行使）を主目的として輸送力を供給する。外国間の貨客の運送（第五の自由の行使）は、二次的なものであり、したがって、その運送を主目的とした輸送力を供給して業務を行うことはできない（第十条）。

### 4 運賃の決定手続（第十一条）

(1) 運賃は、原則として関係指定航空企業の間で合意し、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受ける。

(2) 運賃について企業間で合意することができなかった場合又は一方の航空当局が認可しなかった場合には、両国の航空当局間で協議するが、協議が整わなかったときは、第十六条に規定する仲裁に付することができる。

### 5 民間航空の安全の保護のための措置（第十三条）

両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

### 6 航空の安全のための措置（第十四条）

各締約国は、相手国に対し、相手国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する安全の標準についての協議を要請する

ことができ、その相手国は、協議の結果、国際標準に適合していないと判明した場合、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、各締約国は、相手国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等を検査することができる。

7 付表

付表は、両国の指定航空企業が運営することのできる定期路線を具体的に定めている。

8 交換公文

この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文が交換されている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施は、既存の航空法、関税法等の法令で確保することができるので、新規立法措置を必要としない。